

# 港区高齢者家事援助サービスのご案内

日常生活を営むのに支障のある高齢者に、衣類の洗濯、掃除、買い物等の家事援助をするホームヘルパーを派遣し、自立した生活を支援します。

## 利用できる人

港区民で65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の高齢者のみの世帯の人で

- ①自立判定者（介護認定の未判定者を含む）
  - ②基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」）
  - ③介護認定で「要支援1・2」の人
- ※②、③に該当する人は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを最大限利用している人に限ります。

※ご家族の仕事等の理由で、日中、長い時間ひとりになる人についてもご相談ください。

## サービス内容

- 衣類の洗濯、掃除、買い物等の家事援助  
（詳細は、裏面をご参照ください。）



## 利用時間限度数

- 自立・事業対象者・要支援1の人・・・週2時間まで
- 要支援2の人・・・週3時間まで

## 実施日と時間帯

- 月曜日～金曜日で 9時～17時（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は除きます。）

## 利用料金

|              |          |
|--------------|----------|
| 生活保護を受給している人 | 0円/1時間   |
| 住民税非課税の人     | 120円/1時間 |
| 上記以外の人       | 200円/1時間 |

## サービスご利用にあたって

- 家事援助サービス事業者について  
区が決定します。
- 家事援助サービスの利用日希望について  
希望の曜日、時間帯があれば、申請時にお申し出ください。
- 利用料金の支払いについて  
家事援助サービスの事業者へ直接お支払いください。
- 家事援助サービスの調査について  
対象者の状況を高齢者相談センターが訪問または来所により確認し「家事援助サービスにおける日常生活困難判定基準」で50ポイント以上の人に限り、  
なお利用開始からおおむね6カ月ごとに、高齢者相談センター職員が家事援助サービスの利用状況等に係る調査を実施します。
- 家事援助サービスのキャンセルについて  
必ず前日までに家事援助サービスの事業者にご連絡を入れてください。

# 家事援助サービスとして

○ 利用できるもの

✕ 利用できないもの

## ○ 利用できるもの

○ 洗濯

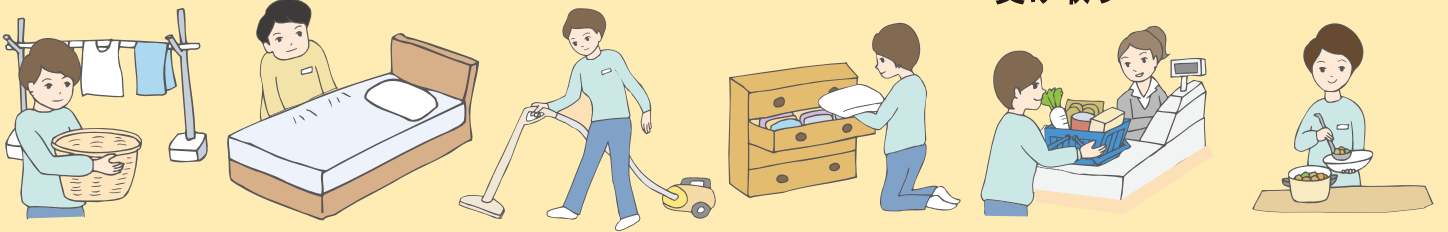
○ ベッドメイク

○ 日常的な掃除

○ 衣服の整理・補修

○ 生活必需品の買い物、薬の受け取り

○ 一般的な食事の準備や調理



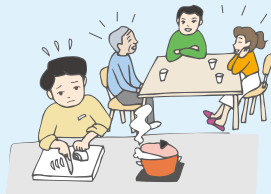
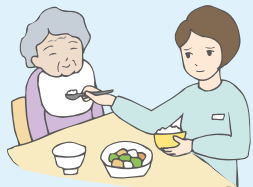
## ✕ 利用できないもの

✕ 食事や服薬の介助

✕ 本人以外の家族のための家事

✕ せいしき 清拭や入浴の介助

✕ 家具や電気器具などの移動・修繕、窓ガラス拭き、床磨き・ワックスかけ、大掃除

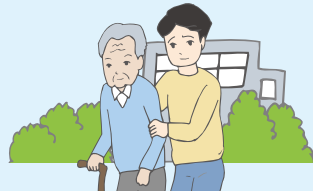
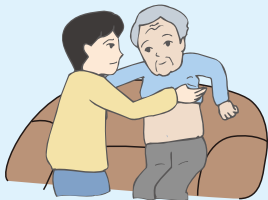


✕ 着替えの介助や体位変換

✕ 通院・外出の介助

✕ 排せつの介助

✕ 草むしりや花木の手入れ



### 申し込み

申請書に必要事項をご記入いただきます。

申し込み先 各高齢者相談センター



|                 |                     |                       |
|-----------------|---------------------|-----------------------|
| 芝地区高齢者相談センター    | ☎ 5 2 3 2 - 0 8 4 0 | FAX 5 4 4 6 - 5 8 5 7 |
| 麻布地区高齢者相談センター   | ☎ 3 4 5 3 - 8 0 3 2 | FAX 3 4 5 3 - 6 2 6 9 |
| 赤坂地区高齢者相談センター   | ☎ 5 4 1 0 - 3 4 1 5 | FAX 5 4 1 0 - 3 4 1 7 |
| 高輪地区高齢者相談センター   | ☎ 3 4 4 9 - 9 6 6 9 | FAX 3 4 4 9 - 9 6 6 8 |
| 芝浦港南地区高齢者相談センター | ☎ 3 4 5 0 - 5 9 0 5 | FAX 3 4 5 0 - 5 9 0 9 |

詳しい問合せ先は

港区役所 高齢者支援課 在宅支援係  
☎ 3578-2400~2406 FAX3578-2419

刊行物発行番号  
31025-3721